

○四万十町総合振興計画審議会条例

平成18年 7 月 3 日 条例第209号

改正

平成23年 6 月24日 条例第14号

平成27年 6 月18日 条例第31号

四万十町総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、四万十町総合振興計画の策定及び実施に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号のほか、町長が必要と認める者

一部改正〔平成23年条例14号・27年31号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年 6 月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 6 月18日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。